

判決年月日	平成22年11月10日	担当 部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成22年（ネ）10046号		
1 蒸気機関車を撮影した映像の著作権者に無断で当該映像を編集した放送番組を収録したDVDを販売した会社に対する著作権及び著作者人格権侵害に基づく損害賠償請求訴訟において、著作権者に過失があるとまで認めることは困難であるとして、過失相殺（1割）を認めた原判決の判断が否定された事例			
2 著作権法114条3項による損害を算定するに当たり、映像の複製権侵害は、実際に販売されたDVDの枚数のみならず、納品された枚数において生じているものであるとして、著作権者が受けるべき著作権料相当額につき、原判決を変更して、納品枚数について損害が算定された事例			

（関連条文）民法709条，著作権法18条，19条，20条，21条，112条，114条

本件は，世界各地の蒸気機関車（SL）を撮影した映像の著作権者であるX（控訴人）が，Y（被控訴人）において，Xに無断で当該映像を編集して作成した作品を収録したDVDを仕入れて販売したことにつき，Yに対し，①映像についての著作者人格権（同一性保持権）の侵害を理由とする，著作権法112条に基づくDVDの頒布等の差止め及び廃棄，②映像についての著作権（複製権）及び著作者人格権（公表権，氏名表示権及び同一性保持権）の侵害を理由とする，財産的損害4000万円（主位的には，逸失利益相当額。予備的には，著作権法114条3項に基づく損害額），精神的損害500万円及び弁護士費用450万円，以上合計4950万円及び遅延損害金の支払を求める事案である

原判決は，DVDを作成する行為は，Xの著作権（複製権）及び著作者人格権（公表権，氏名表示権及び同一性保持権）を侵害するものであり，DVDは，Y店舗で販売する商品として企画・制作され，Y名義のみが表示されて販売されていることからすると，Yにおいても，Xの著作権及び著作者人格権を侵害する行為を行ったものと認められるとして，著作権法114条3項に基づく財産的損害210万5920円及び慰謝料100万円の合計310万5920円をXの損害と認定した上，過失相殺としてXの過失1割を減額した279万5328円並びに弁護士費用28万円の合計307万5328円及び遅延損害金の支払を求める限度で金銭請求を認容し，DVDの頒布等の差止め等を求める請求を棄却したため，Xが，原判決中，金銭請求を一部棄却した部分を不服として，一部控訴に及んだ。

本判決は，以下のとおり判示して，原判決の一部を変更し，合計329万6800円を認容した。

まず、原判決は、Xが、映像を保管していた制作会社において、放送番組を制作することを知っていたことなどから、過失相殺（1割）を認めたことについて、「Xにおいて、放送番組を制作する企画が検討中であることを知らされたことをもって、補助参加人又はオスカ企画が本件映像を利用した放送番組を制作することを予想し得ることが可能であったということはできても、当該番組を更にY向けのDVD作品として具体的に商品化することまで予想することは困難であったものというほかない。

したがって、本件DVテープに対して何らの対応も取らなかったことをもって、XにY等の主張する過失があるとまで認めることは困難であって、過失相殺に関するY等の主張は、その前提を欠き、これを採用することができない。」と判断して、過失相殺を否定した。

そして、販売価格1枚315円のDVDについて、著作権法114条3項による損害を算定するに当たり、DVD1枚当たりの価格を4000円とし、著作権料相当額をその5パーセント（原判決8パーセント）とした上で、「Yにおける本件DVDの販売枚数は6581枚であり、原判決は、かかる枚数についてXの損害を算定しているが、本件映像の複製権侵害は、納品された9984枚において生じているものであって、Xが受けるべき著作権料相当額は、9984枚について算定すべきである。したがって、本件映像の著作権の行使につきXが受けるべき金銭の額に相当する額は、199万6800円であると認められる。」と判断した（ほかに、慰謝料100万円、弁護士費用30万円。認容額合計329万6800円）。